一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年12月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
処分年月日									
						事業者	九州運輸 局内	連輛文局 内	当該選及
令和2年12月3日	有限会社昭和タクシー(法人番号5330002025949) 代表 者長谷川良毅	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年12月3日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	0点	0点	0点	0点
	熊本県八代市塩屋町2-26	熊本県八代市塩屋町2-25							
令和2年12月7日	平和タクシー株式会社(法人 番号5290801003358) 代表 者中島洋美	富野営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年10月22日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	0点	0点	0点	0点
	福岡県北九州市小倉北区大田町14-13	福岡県北九州市小倉区宇佐町1-9-16							
令和2年12月11日	有限会社飛泉屋(法人番号 4310002019755) 代表者田 中滋	くにみタクシー営業所	輸送施設の使用停止 (110日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第23条第3項、 法第27条第3項	令和1年10月7日、監査実施。11件の違反が認められた。 (1)運行管理者の解任未届出違反(道路運送法第23条第 3項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車 運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4) 乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(5)乗務 員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)乗 務員台帳の保存義務違反(運輸規則第37条第2項)、(7) 運転者に対する指導監督監督の記録又(指導監督の記録 保存違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督をの記録又指持導監督の記録 保存違反(運輸規則第38条第1項)、(10)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(10) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則 第38条第2項)、(11)乗務員服務規律制定義務違反(運輸規則 第38条第2項)、(11)乗務員服務規律制定義務違反(運輸規則 第38条第2項)、(11)乗務員服務規律制定義務違反(運輸規則	11点	11点	11点	11点
	長崎県松浦市志佐町赤木免 451-1	長崎県松浦市志佐町赤木免 451-1							
令和2年12月22日	蘭正利	城西タクシー	輸送施設の使用停止 (20日車)	道路運送法第27条 第3項	令和2年10月26日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第19条の2)	2点	2点	2点	2点
	佐賀県佐賀市	佐賀県佐賀市					∠卅		